

統計法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 別表第二の九の項に規定する国及び地方公共団体以外の法人が所有する土地及び建物の所有及び利用並びに当該法人による土地の購入及び売却についての基礎的事項を全国的及び地域別に明らかにすること  
を目的とする基幹統計の調査方法の変更に伴い、地方公共団体の長が行う事務に関する規定について所要の改正を行うこと。（別表第二関係）

第二 この政令は、令和五年四月一日から施行すること。（附則関係）